

資料 1

# これまでの検討経緯等について



## 検討会の目的

民間等の取組により保全が図られている地域や保全を目的としない管理が結果として自然環境を守ることに貢献している地域（OECM）について、そうした民間等の取組を促進するとともに、保護地域を核として連結性を強化することにより、広域的で強靱な生態系のネットワーク化を図り、生物多様性の保全を推進するための方策を具体的に検討するために設置。

## 陸 域

## 海 域

### 検討会における昨年度の検討

- 我が国における保護地域とOECMの概念整理とそれらの役割
- R2年度第2回検討会にて「次年度以降、認定の基準、体制、情報システムなどの具体の議論を進める旨」を事務局から説明

### 今後のスケジュール（予定）

#### 令和3（2021）年度

- 新たな仕組みについて検討
- 認定基準の策定

#### 令和3（2021）年度

- 考え方、方向性について整理

### 次年度以降の検討体制については未定

#### 令和4（2022）年度～

- 試行的な認定を含めて検討  
（必要に応じて認定基準の見直し認定体制などの整理）

#### 令和4（2022）年度～

- 関係省庁と連携し、具体的に検討開始

# OECDM とは？ ①/2

2010年の生物多様性条約（CBD）第10回締約国会議（COP10）で採択された「愛知目標」の【目標11】で、「2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域及び海域の10%」を保全するための達成手段のひとつとして掲げられた。

## 愛知目標



### 戦略目標C

生態系、種及び遺伝子の多様性を保護することにより、生物多様性の状況を改善する。



### 【目標11】

2020年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の17%、また沿岸域及び海域の10%、特に、生物多様性と生態系サービスに特別に重要な地域が、効果的、衡平に管理され、かつ生態学的に代表的な良く連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段（OECDM：Other Effective area-based Conservation Measures）を通じて保全され、また、より広域の陸上景観や海洋景観に統合される。

（環境省による仮訳）

# OECDとは？ ②/2

## OECDの国際的な定義

2018年に開催された生物多様性条約COP14において、OECDの定義が以下のとおり採択された。 [決定14/8]



保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成する方法で統治・管理されているもの。

## 自然環境保全基本方針（令和2年3月閣議決定）におけるOECDの位置づけ

自然環境保全基本方針では、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）を始めとする各種の関係制度を総合的に運用することとしている。

- ・ 民間等の取組により保全が図られている地域や保全を目的としない管理が結果として自然環境を守ることにも貢献している地域（OECD）については、そうした民間等の取組を促進するとともに、保護地域を核として連結性を強化することにより、広域的で強靱な生態系のネットワーク化を図り、生物多様性の保全を推進することとしている。

# OECEM の役割への期待の高まり

2021年のG7において、G7各国が国レベルで、  
陸と海それぞれにおいて30%保全に取り組むこととされた。

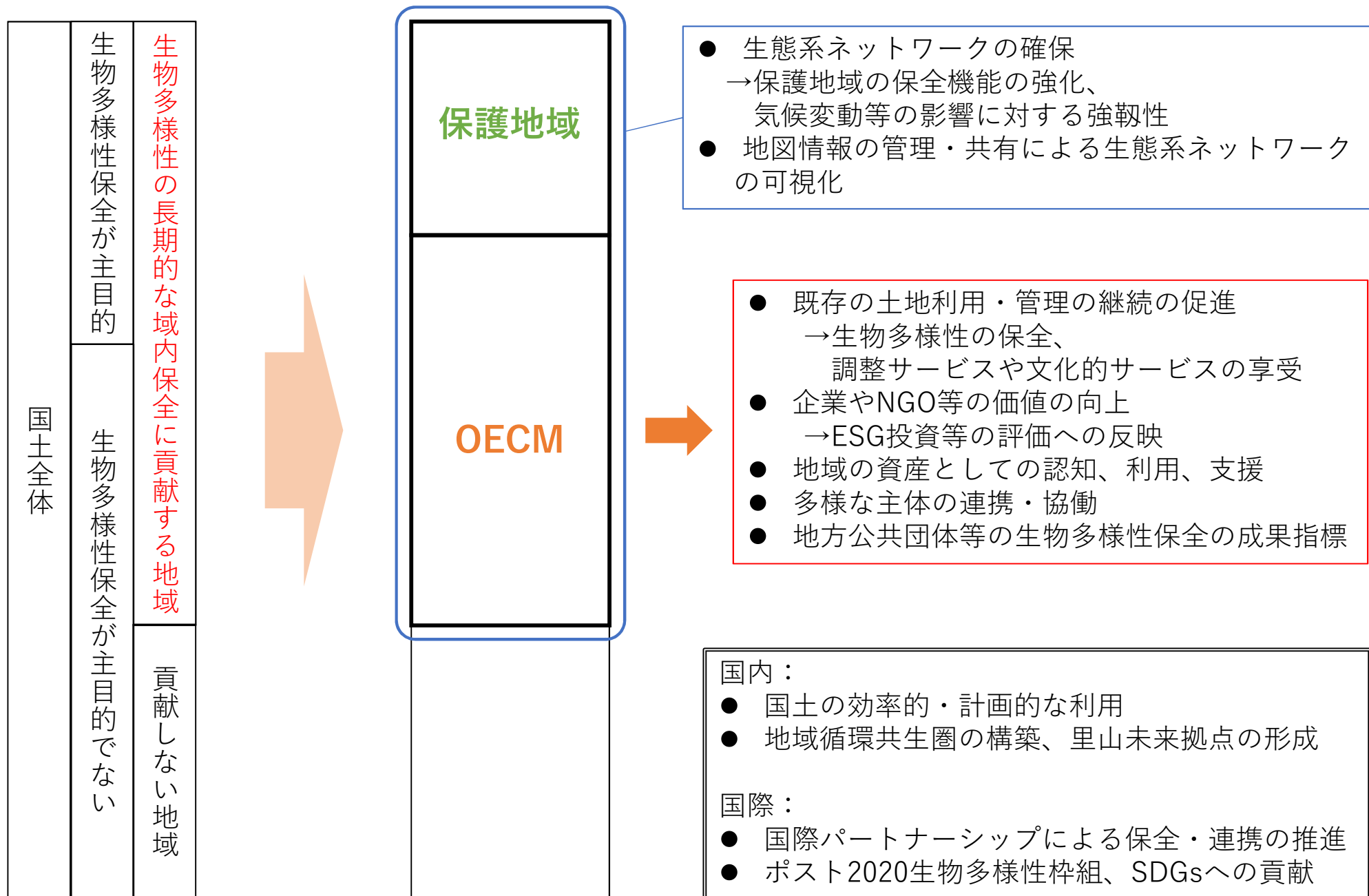
← これを受け、日本を含む世界各地でOECEMの役割への期待が高まってきた。

＜ G7コーンウォール・サミット「G7首脳コミュニケ」の附属文書（2030年自然協約）【抜粋】 ＞

(3 A)

この10年間に必要とされる、保全と回復の努力のための重要な基礎として、2030年までに世界の陸地の少なくとも30%及び世界の海洋の少なくとも30%を保全又は保護するための新たな世界目標を支持すること。我々は、保護地域とその他の効果的な地域をベースとする保全手段（OECEMs）の質の改善、有効性及び連結性を提唱し、これらの目標を実施するに当たり先住民及び地域社会が完全なパートナーであることを認識する。また、我々は、適切な場合には、運用を促進させるための法律、十分な資金供給、執行等を通じて、国の状況やアプローチに応じて、2030年までに、少なくとも同じだけの割合の自国の陸水域と内水面を含む土地と沿岸・海域を効果的に保全し又は保護することにつき範を示す。

# 我が国における保護地域とOECMの概念整理とそれらの役割（イメージ）



※四角の大きさは割合を表さない

# 我が国における生物多様性保全に寄与する地域の考え方について（イメージ）

どのような地域が「我が国における生物多様性保全に寄与する地域」になり得るかについて、令和2年度の検討会での議論を整理したもの。

	想定される地域	目的	生物多様性保全への寄与	管理の内容	想定される主体
① 生物多様性保全が主目的	企業の森、 ナショナルトラスト、 バードサンクチュアリ、 ビオトープ、 自然観察の森  など	生物多様性の保全	場所に応じた生物多様性保全が図られている	自然再生から極力人為を加えない管理まで様々	民間企業、 民間団体、 個人、 公的機関

	想定される地域	目的	生物多様性保全への寄与	管理の内容	想定される主体
② 生物多様性保全が主目的でない	里地里山 など	農林業の場、生活の場	二次的自然の形成、二次的自然に依存する生物の生息・生育の場	持続可能な資源利用、動的・モザイク的な土地利用	地域コミュニティ、個人
	森林施業地、水源の森 など	自然資源の商業利用	森林生態系の生物多様性の維持	多様な樹種、複層の構造、生物の生息・生育環境などに配慮した施業	民間企業、個人、公的機関
	社寺林（鎮守の森）、文化財指定・選定の地域など	信仰及び文化の対象	巨樹巨木の存在、二次的自然に依存する生物の生息・生育の場	長期的な保全	地域コミュニティ、民間団体、個人
	企業敷地内の緑地、屋敷林、緑道、都市内の緑地 など	生活環境との調和	周辺の生態系との連結性の役割、都市及び都市近郊の生物の生息・生育の場	緑地の保全・造成	民間企業、地域コミュニティ、個人、公的機関
	都市内の公園、ゴルフ場、スキー場など	レクリエーション	都市及び都市近郊の生物の生息・生育の場、二次的自然に依存する生物の生息・生育の場	生物の生息・生育環境の造成、多様な自然環境の維持	民間企業、公的機関
	風致保全の樹林 など	風致景観の保全	都市及び都市近郊の生物の生息・生育の場	生物の生息・生育環境の造成	民間企業、民間団体、個人、公的機関



	想定される地域	目的	生物多様性保全への寄与	管理の内容	想定される主体
② 生物多様性保全が主目的でない	研究機関の森林 など	生物学的研究	森林生態系の生物多様性の維持	自然環境を損なわない範囲での研究行為	民間企業、民間団体、公的機関
	環境教育に活用されている森林 など	環境教育	二次的自然に依存する生物の生息・生育の場	生物の生息・生育環境の造成、多様な自然環境の維持	民間企業、民間団体、公的機関
	防災・減災目的の森林、遊水池、河川敷 など	生態系による防災・減災機能	森林等の生態系の生物多様性の維持	限度内の伐採や植栽の実施等	民間企業、民間団体、個人、公的機関
	水源涵養や炭素固定・吸収目的の森林 など	水源涵養及び炭素吸収・固定	森林生態系の生物多様性の維持	限度内の伐採や植栽の実施等	民間企業、民間団体、個人、公的機関
	建物の屋上 など	人工建造物の維持	人工建造物の一部が生物の生息・生育の場	様々	民間企業、民間団体、地域コミュニティ、個人、公的機関
	試験・訓練のための草原 など	試験や訓練	森林や草原生態系の生物多様性の維持	専用利用	民間企業、公的機関